

1959.11.15 (No. 190)

アメリカにおける原子力災害補償法制の問題点

—プライス・アンダーソン修正法を中心に—

下山俊次

に法制上の問題となる原子力災害の特質と、それに対処する一般的な施策について触れておきたい。

万一原子力施設で事故が発生した場合は、従来その例を見ない広汎にわたる損害を生ぜしめる可能性があること、第二に、原子力事故による放射性物質の放出は、人的には放射線傷害（とくに後発生）、物的には放射能汚染（とくに多種多様の間接損害）という複雑な損害を惹起すること、そして第三に、発展段階における今日の原子力技術から考えて、事故発生原因の究明が困難である場合が多くなること等が予測される。こうした原

子力災害の特質に対処するため、まず第一に、原子力施設運営者の民事責任については、特例を設け（無過失責任、責任制限、責任集中等）、第一に、運営者がその責任を履行する能力を原子力責任保険制度を中心として具備せしめ、更に第三には、保険制度によっては解決されない不充分な点について、補償を主とする国家の措置をおこなう、という方式がとられる。以上の施策の組合せの間ににおいて、国家は、原子力開発の過程で損害を蒙るおそれのある公衆と、それに携わる企業との両者の保護を全うして、平和利用開発を推進しようというのが原子力災害補償法制の狙いである。

述べることとなるが、ここにとり上げられる事項は、同時にアメリカに限らず一般的に原子力災害補償法制に伴なうものが多いので、本論に入るに先立ち、簡単にはしがき

力法を改正して一応の体制をととのえたが、本年七月、漸くイギリスにおいて原子力施設法 Nuclear Installation Act 1959 が成立し、現在、西ドイツとスイスにおいて法律案が審議されている。これらの総合的比較は別の機会に譲るが（註 1）、他国の例に比してアメリカの原子力法制の第一の特色は、民事責任について

特別の規定を設けず、従来通り各州の不行法行為法に委ねていることである。したがって順序としては、まずプライス・アンダーソン修正法の構成と問題点についてのべ、民事責任について特別規定をしなかつたことによる問題点は最後に論ずることとする。

万が一発生するかも知れない破滅的原子力事故の際に無限の賠償責任を負担させられる可能性のあることを懸念した民間企業側の躊躇であった。この為、早期に原子力災害補償体制を確立して企業側の不安を除去し、同時に万一不幸にして事故発生の際に被災公衆を保護する備えをすることが、連邦政府の急務として訴えられたのである。一九五六年に入つて連邦議会は、一九五四年原子力法を改正していくのべ、民事責任について特別規定を附加することによってこの問題の解決を計ることとし、上下合同原子力委員会に附加することによってこの問題の解決を計ることとし、上下合同原子力委員会において法案の作成審議を開始し、同年六月には C・アンダーソン上院議員提出の修正法案がこの委員会を通過した。しか

しの法案は結局その年には議会を通過せず、翌一九五七年再び若干の修正が行なわれた後、M・プライス下院議員との共同提案の形で合同委員会で審議され、今度は漸く八月までに上下両院を通過、(1) アメリカは、第二次大戦の終了した翌一九四六年に原子力法を制定し、(Atomic Energy Act 1946)、専ら軍事目的の為の原子力開発を推進したが、その後の世界各国の平和利用の進展と原爆の独占外交の行き止まりにより、遂に一九五四年になつてこの法律を改正して (Atomic Energy Act 1954) 原子炉の商業利用を中心とする平和利用開発の推進と、それへの民間企業の積極的参加が求められることとなつた。しかしこの政策の実施に当つて障害となつたことは、

一は、原子力委員会の要求する形式と金額の賠償資力 financial protection を有し、且これを維持すること（ただし大学の如き非営利教育団体の場合には必要ではない〔同条〕）、第二には、原子力委員会と補償協定 indemnity agreement を締結し、且これを維持すること、そして第三には、もし申請者が連邦法または州法によって責任免除 immunity が与えられてる場合は、その特権を放棄することである（以上同）。その具体的な内容を見ると、第一の条件である所要の賠償資力の額は、民間会社から調達しうる責任保険の額（現在は二つの原子力保険ブルから合計六千万ドルの保険金額が提供されてる）であるが、民営保険の責任や条件、当該被許可事業の規模、業種、所在地、目的等を考慮の上、委員会はそれより低い額を定めることが出来、そのようにして決定された額の賠償資力を保険以外の方法によって確保してもよい（同条）。第二の条件である補償協定は、原子力事故がおこって被許可者の賠償責任が第一の条件たる所要の賠償資力を超えた場合、一事故について五億ドルまで政府が補償を行うという協定である。この場合注意すべきことは、被許可者との協定によって補償されるのは、単に被許可者のみならず、原子力事故により賠償責任を負担することあるべき全ての者が含まれる（これらを一括して被補償者 person

indemnified という）。その理由は、前述の如く不法行為法制は、各州のそれに委ねられているので、原子力事故に際しての賠償責任を負担させられるものはイギリスの場合の如く被許可者自身に限らない。そこで、誰が責任を負っても、その者を補償することにより賠償能力を確保させた被害者を保護するためである。この政府補償額の下にある被許可者の賠償資力額が保険でカバーされていると、その保険も補償と同様、被許可者を記名の被保險者とし、その他責任を負うことあらるべき者を被保險者として全ての関係者の賠償責任の填補に応じるので（これを omnibus clause という）保険と補償は、この点に関してはうまく連結されていよいとする。またこの政府補償は、一九六七年八月一日までの間に交付される許可についておこなわれる、という期限がつけられている（以上同。項参照）。そして被補償者が一事故について負担する責任を除く」という文言がつけられた。その総額は、以上のべた被許可者が要求された許可についておこなわれる、という期限の制限に関する規定が適用される場合の「ただし、一七〇条の政府補償および責任の制限に関する規定が適用される場合の責を及ぼさない」という規定があり、これが政府補償の実施に抵触するので、他、原子炉安全防護委員会を設置して、許可の際の安全性に関する審査を更に厳格にして災害の防止を計り（29条）、その資料の公開（30条）、聴聞会の開催（31条）等た賠償資力に政府補償の五億ドルを加えた額に制限される（同条）。

以上が修正法の重要な条項であるが、もう一度要約すれば、原子力事故について賠償責任を負担した者は、与えた損害が當該施設の許可の際に要求された賠償資力の金額内であれば保険金によつてこれを支払い、その額を超える場合には政府からの支出される五億ドルまでの補償金

によって支払う。そしてそれを全部はたいてしまえばそれ以上の支払いは要求されない、という仕組になつてゐるわけである。

(3) 以上の補償方式を実施するために政府はそのための基金を設けることが出来（同条）、この修正法において使用される字句の定義が更に原子力法に追加された（11条、20条）。また一九五四年原子力法の五十三条e項八号には、「被許可者は、被許可者による特殊核物質の使用、又は

所持の結果として生ずる如何なる損害についても、合衆国及び原子力委員会にその責を及ぼさない」という規定があり、これが政府補償の実施に抵触するので、他、原子炉安全防護委員会を設置して、許可の際の安全性に関する審査を更に厳格にして災害の防止を計り（29条）、その資料の公開（30条）、聴聞会の開催（31条）等を規定している。

しかし乍ら前節で述べた如く、プライス・アンダーソン修正法によれば、政府補償は、保険金額を超える場合に對していか行わないよう規定されている。すなわち被許可者が要求された賠償資力額に對しても企業にとって最も重要な問題である。（この点についてアメリカと日本は同じ方式を採用して西ドイツの法律では、被許可者の賠償資力額の範囲であつても、何らかの理由によつてその賠償資力をもつては弁済し得ない場合

によつて支払う。そしてそれを全部はたいてしまえばそれ以上の支払いは要求される部分は勿論、保険金額の範囲内であつても、もしそれが保険補償範囲の枠外に出る場合はその部分をも、填補するものでなくてはならない。更に、より公衆の保護を厚くするためには、保険契約上、例えば被保險者の故意や告知義務違反等によるもの）にも補償が行われることが望ましい。

しかし乍ら前節で述べた如く、プライス・アンダーソン修正法によれば、政府補償は、保険金額を超える場合に對していか行わないよう規定されている。すなわち被許可者が要求された賠償資力額に對しても企業にとって最も重要な問題である。（この点についてアメリカと日本は同じ方式を採用して西ドイツの法律では、被許可者の賠償資力額の範囲であつても、何らかの理由によつてその賠償資力をもつては弁済し得ない場合

によつて支払う。そしてそれを全部はたいてしまえばそれ以上の支払いは要求される部分は勿論、保険金額の範囲内であつても、もしそれが保険補償範囲の枠外に出る場合はその部分をも、填補するものでなくてはならない。更に、より公衆の保護を厚くするためには、保険契約上、

(1) 総括

原子力災害補償制度における国家補償の役割は、公衆と企業の保護の見地から、

リスト

1959.11.15 (No. 190)

(2) 原子力保険と政府補償の相互関係から見た問題点

(i) 損害填補範囲の差違によるもの

(a) まず、保険者側による保険契約の解除と停止の通告にもどづくらのがある。現在のアメリカの原子力保険証券では、保険者側は一方的通告によって保険契約を解除し得る。一方、この保険は、保険期間終了後一年以内になされた賠償請求に対するのみ支払いに応することになつている。この二つが組合わされる、と思われる原子炉事故が発生した場合、保険者側は必ずこの権利行使することが予測されるので、その場合には事故發生後二年間といふと同様の意味である、と考えよい。ここで問題となるのは出訴期限法 statute of limitation との関係である。各州の出訴期限法は、それぞれ異なる期限を定めているが、この種の不法行為について、訴訟原因 cause of action 発生の時から大体二年乃至五年の中にある。出訴期限が問題となるのは、主として後になって現れる放射線傷害についてであるが、このような場合、裁判所が、訴訟原因の発生時を被曝の時と見るか、原告が被害を知った時と見るとかによつて事情は著しく異なる。この問題については後にも考察するが、現在のところ確かな予測はなし得ない(註)。しか

しそれにして解除後一年という填補期間では、公衆は勿論企業も充分には保護されない結果を生ずることは明らかである。保険者側では、解除の権利は被保険者側にあるし、重大な事故によって解除と停止の通告にもどづくらのがある。現在のアメリカの原子力保険証券では、保険契約が終了して保険料が支払われなくなつてからは適当な期間内に清算をする必要もあり、またやむやむの権利の留保は、このような casualty insurance の伝統的特色なのであるから、決して不合理な条項ではないと主張しているが、最近では、名目保険料を徴収して期間を延長してもよいという意志を有しているようである(註)。

停止の方は、保険者が視察の結果当該施設に事故発生の危険な状態があると考へた場合、被保険者に対しその是正を要求し、もしそれが拒否された場合に発動する権利である。したがつて停止期間中の権利である。したがつて停止期間中に原子力事故がおこれば保険金支払いは得られないことになる。

(b) 次に保険と補償では対象となる財産損害の範囲について差違がある。修正法の定義では、原子力事故とは核物質の種々の危険な属性によって生ずる「財産の損失または損害」もしくはその利用(価値)の喪失 loss of use を惹き起す全ての事態 occurrence であるらしい。(12項)、更に賠償責任 public liability を

している(11項)。この loss of use の中に含まれた財産の場合のみならず例えれば供給水の汚染によりそれを使用する財産の価値が失われた場合も入るとされてい。勿論これは、一般的には英米法上保険契約が終了して保険料が支払われなくなつてからは適当な期間内に清算をする必要もあり、またやむやむの権利の留保は、このような casualty insurance の proximate damage の問題であるが、放射能汚染についてこれを確定する必要もあり、またやむやむの権利の延長してもよいという意志を有しているようである(註)。

しかし一方、保険では、その填補する財産損害を、現実に物理的損傷があったか放射能汚染をうけた有体財産の損害またはその財産の loss of use に限つてしか一方、保険では、その填補する財産損害を、現実に物理的損傷があつたか放射能汚染をうけた有体財産の損害またはその財産の loss of use に限つてしか保険契約では、保険期間は不特定長期とされでは範囲が狭ま過ぎて充分な損失填補が行い得ないという理由で採択されたかった(註)。

しかし一方、保険では、その填補する財産損害を、現実に物理的損傷があつたか放射能汚染をうけた有体財産の損害またはその財産の loss of use に限つてしか保険契約では、保険期間は不特定長期とされでは範囲が狭ま過ぎて充分な損失填補が行い得ないという理由で採択されたかった(註)。

(ii) 原子力事故の結果生ずるもの

(a) 最も重要なものは保険金額の復元に関する問題である。アメリカの原子力保険証券では、保険期間は不特定長期となつていて、保険金額はその期間全体にわたつての総額を限定している(これも aggregate limit 方式といつて)。したがつて一施設については一度原子力事故が発生して保険金が支払われると、その部分の金額は減少したままで復元しない。しかしこれは証券の期間を一年としているイギリスの原子力保険の場合でも、当該原子炉施設の耐用期間中は原則として保険金額を復元しない。その理由は、前述の如く放射能汚染による損害は、場合によつては相当広い範囲に及ぶことである。保険者がこのように限定する理由は、前述の如く放射能汚染による損害は、場合によつては相当広い範囲に及ぶことであるが、放射能汚染に必然的に伴う可能性があることを懸念したための措置であるが、放射能汚染に必然的に伴う損害は後発性を有しており、その都度の被害者の賠償請求によって支払いを行つていくと、保険の引受け限度を定めた意味がなくなり保険者の負担が際限なく拡大す

る恐れなしとしないからである。したがって、発生した災害の状況如何で、その事故による損害額が早期に確定出来る場合にまで取えて復元を拒否するものではないが、一般的賠償責任保険におけるが如き自動的復元は絶対に行なわない、とされている。

そりや、このように保険金額は aggregate limit で漸減方式を採っているのに對し、許可の際要求された賠償資力の金額は固定されており、政府補償はそれを超える部分についてのみしか行われないので、ここに間隙が生じてしまう。(まことに間隙が生じてしまつたので、この問題は生じてしまつたのである。

政府補償の金額は一事故当り per incident であつても、保険金額の方は一施設当り per installation になつておらず、しかも責任の総額は一事故当り per incident になつておらず、保険証券ではこれを一事故とみなしておらず、そこから流出した放射性物質により下流域原子力災害が発生した場合、保険証券ではこれを一事故とみなしておらず、どちらか高い方の金額のみしか支払われない。common occurrence の規定と呼んでいる。しかしこのような場合にも災害の規模が大きくなり、高い方の保険金額をもつとしても填補出来なくなつた時、政府補償は二つの施設の具備する賠償資力の合計額を超える処から初めて開始されることになる。こなれば低い方の賠償資力額の分だけ両者が自ら負担しなければならなくなつてしまつ。したがつてこの問題を解決するためには、政府補償に common occurrence に関する規定を置くが、保険からこの規定を除かなければならぬが、前者の措置を探る方が

分を埋めていかなくてはならないが、それは実際上なかなか困難である。そこで現在、原子力事故に因つて被許可者の賠償資力が減少した場合、保険金額の復元について保険者と接続する間、九十日間に限りそのギャップを政府補償で埋めるように原子力法を改正する提案が、原子力委員会から議会に対して出されてい

る。その場合でも果して九十日という期間は妥當であるか否か、その期間に協議が整わなかつた場合はどうか、という問題は依然として残るようと思われる。

(b) 例えばそれぞれ異つた額の保険を有する二つの原子炉施設が、一つの川に面しており、そこから流出した放射性物質により下流域原子力災害が発生した場合、保険証券ではこれを一事故とみなしておらず、どちらか高い方の金額のみしか支払われない。common occurrence の規定と呼んでいる。しかしこのような場合にも災害の規模が大きくなり、高い方の保険金額をもつとしても填補出来なくなつた時、政府補償は二つの施設の具備する賠償資力の合計額を超える処から初めて開始されることになる。こなれば低い方の賠償資力額の分だけ両者が自ら負担しなければならなくなつてしまつ。したがつてこの問題を解決するためには、政府補償に common occurrence に関する規定を置くが、保険からこの規定を除かなければならぬが、前者の措置を探る方が

より合理的であると思われる。

(iii) 原子力事故が、何者かの悪意に因つて発生した場合、果して保険と補償による填補を得られるか否かの問題があ

る。まず政府補償は被補償者に悪意がある場合でも支払われるかという点に関しては、これを肯定する根拠が、プライス＝アンダーソン修正法の審議過程においてみられる(註5)。また政府補償は、形としては企業に与えられるが、その目的はいうまでもなく公衆保護の完遂であるから、この点からも納得されるであろう。

(3) その他の修正法上の問題点

(i) まず「原子力事故 nuclear incident」の定義についてであるが、修正法では、それは核物質の危険な属性に因り、またその結果として身体、財産の損害を惹き起す全ての事態 occurrence である」と規定している。ここでただ事

故 accident という言葉を使わずに事態 occurrence としたのは、原子力事故の中に単に突發的なもののみでなく、例えば使用済燃料の冷却池に欠陥があり、連続的に放射性物質が微量ずつ流出した結果、その累積により生じたようなものを含ませるためにあると説明されている。しかしこの後者の場合も、あくまで原子力施設側の欠陥がその原因となつてゐるが、定常運転による放射能の緩慢な累積によつて損害が生じた場合も含むかどうかは疑問である。

(ii) 修正法は public liability の定義の中でこの言葉は「まだ被補償者の財産に対する損害を含む。但しその財産は、所要の賠償資力によってもその填補の対象となつてゐることを条件とするが、原子力事故の発生する事業の敷地内にあり、且つこれと関連して使用されといふ財産を除く」と規定している。この条項

においては、被補償者の故意は、保険と補償のギャップを構成しないのではない、かと思われる。

は、原子力施設が事故を起した場合、例えはその敷地から離れている事業者の本社の建物が放射能により汚染した時、それが対象となつていれば政府補償の対象になる、ということを示したものと説明されている。そしてこの場合原子力施設そのものは原子力財産保険によって補償される政府補償からは除いていると考へば、何んの疑問の余地のない規定である。しかし被許可者が自身が賠償責任者である場合はその通りでよいが、例えは供給者が責任を負った場合を考えると疑問が生ずる。すなわち何んの規定もない付されば、供給者は一般第三者の損失補償の外、被許可者の所有にかかる当該原子力施設そのものに対しても賠償せねばならない。その場合前に述べたように、その場合前に対する求償権を留保しているから、供給者は原子力財産保険によって損失を埋められるであらうが、原子力財産保険では供給者に対する求償権を留保しているから、供給者は結局それに備えるためには自ら別の原子力責任保険をもたなくてはならない。勿論その場合、予め被許可者と供給者との契約によつて供給者が免責されることとは可能であるが、もしそのような契約がなくとも、この条項の後段は当然にそのような場合供給者を守ることになるものとは読めない。更に、もし被許可者が賠償責任を負担したことになつて被災公衆の利益をはかるためにして被災公衆の利益をはかるためには、もつと根本的な明確な基準の設定が必要であると思われる。

けの意味だとしたら、すなわち供給者が責任を負担したときは、原子力施設自体の損失補償に政府補償が支払われるとして、補償金額の大きな部分がそのために取られてしまうであろう。事実、現在の修正法にもとづく委員会規則ではそのように読める。以上比較的詳細に論じた理由は、結局アメリカの場合でも保険のみ依存せず何らかの形での責任集中が法律上必要ではないかという問題を提起するからである。

(iii) 修正法には、具体的に賠償責任を負はねばならぬ時期は何も示されていないが、委員会規則では運転許可の公布の時になつてある。その場合に考えねばならないことは、原子炉施設の敷地における原子力危険は、運転許可の公布に先立つ時期から漸次増大していくことと考えられ、一定の時期に所要の賠償資力を金額満たしていることを示すことは種々の不都合を生み出すと考えられる。

(iv) 修正法では原子力事故が発生した際の措置について、調査をおこない、訴訟に介入し、責任制限制度に基づく種々の命令が出せることを大まかに定めてい

(1) 責任の性質について

アメリカの原子力災害補償法が、他の各国のそれと異なるところは、不法行為責任に関する特別の規定を行わなかつた点にあることは既に述べた。これはいまでもなく不法行為法は伝統的に州法のみにおいてあまり変わらない。しかし乍ら、この判例によらなくとも、一つはニーヤンス nuisance の法理を援用することにより、他は、リストートメント

restatement に規定された超危険な活動 ultrahazardous activity による責任を根柢としたとえ前節で指摘したような修正法上の問題が全て解決され、いつでも加害者側に損害補償に応ずる多額の資金的準備がなされていても、不法行為法の修正法上の問題が障害となつて加害者に賠償責任を負わざることが出来なければ、それは被災公衆にとって單なる絵に書いた餅でしかない。そこで最後に、原子力災害の問題が障害となつて加害者に賠償責任を負わざることは予測される。とはいえたが、その結果として規制上の問題が障害となつて加害者に賠償責任を負わざることは予測される。

スアンダーソン修正法には、とくに戦争行為のみを賠償責任の免責事由として規定しているが、この外でも実際に当つては不可抗力が問題となるであろう。また原子力事故発生の際、状況如何では官憲の命令による一定区域からの立退きが要求されるが、そうした場合においては被害者側の寄与過失 contributory negligence も多くの問題を提起するであろう。

また修正法では賠償責任の制限がおかれている。この責任制限の合意性の根柢は、現在の如き民間企業の参加による原子力開発の推進は、國家の防衛と安全の

ために次ぐかられるものであり、その為、企業保護の立場から行なわれるるような立法は、破産宣告権を含めて、議会に付与された権限内のものであると説明されてゐる(註4)。しかし、この制限は絶対的なものではなく、まだのような制限をおくことに対する有力な反対論ある(註5)。

(2) 賠償責任の歴史について

賠償責任の要件のうち、原子力事故の範囲と損害の範囲については前節で論じたが、この間の因果関係の立証の問題が、実際には最も重要なものとなる。とくに放射線傷害以後発生の際に問題となることが予想され、各国の例では原子力事故が起つた場合には一定区域の住民に対する登録制度をつけて立証を容易だしめるものとし、アメリカの場合によると、この点の手当はなしにいたり。

賠償責任者(責任集中)の問題については随時各所でふれたが、結局自己責任の原則を変え得ないために便宜的措置でしかなく、根本的には隠れたる加害者を探すべく取り除いて公衆の保護を計るために、イギリスの如く施設の運営者に集中をあらむことが望ましいであら。

最後に時効の問題であるが、一般的に出訴期限法上の訴訟原因発生の時期は不法行為のやいだされた時であり、損害を知った時からではない。被曝後やく後

になつて発生する放射線傷害についてこれが適用されれば重大問題である。しかし今日までのところでも放射線傷害に関する訴訟原因は、被曝の時ではなく、傷害の発生した時に発生するという判例も出でるようであり、公衆保護の見地からはおもいとに望ましいのである。

むすび

以上、プライス=トンダーン修正法を中心として、アメリカの原子力災害補償の問題点を指摘したが、これらはあくまでも現状における問題点であつて決定的なものではない。民事責任に関しては被告に多額の賠償資力のあることが、裁判所として従来の原則から一段と飛躍した不法行為責任を肯定せしめる契機となるといふが充分考へられ得る。それは保険と補償に關心をもつておられる方には、大いに参考となるべきである(註6)。

(註1) 原子力災害補償法全般の問題と各国の法律または法規の内容については原子力災害補償問題研究報告書—第三

者補償を中心として—日本原子力産業会議原子力災害補償問題特別委員会昭和三四年七月参照。

(2) 放射線傷害と田舎問題(以下は

"Financial Protection against Atomic Hazards" the Legislative Drafting Research Fund of Columbia University, Jan. 1958, Note 181 参照「原子力損害」長崎・正田監修「原子力損害」刊行會 E.

Blythe Stason "Legal Problems of Liability and Financial Protection connected with Radiation Injuries"

Jun. 1958, A/cont. 15/p/2352 Proceedings of 2nd United Nations International Conf. on the Peaceful

Uses of Atomic Energy, Vol. II, P.

14, 15, "Workshops on Legal Problems of Atomic Energy"

University of Michigan Law School, 1956, p. 126, 127 参照。

(3) Forum Committee Monograph on "Nuclear Liability Insurance and

Indemnity" Atomic Industrial Forum, Inc., Jan 1959, p. 6 参照。

(4) Report for House of Representatives, No. 435. 85th Congress, 1st Session, 1957, p. 16, 17.

(5) "Hearings before the Joint Committee on Atomic Energy (Government Indemnity)" 84th Cong.

ress, 2nd Session, 1956, p. 32~34.

(6) 地動車輪賃貸業者協同組合の問題(以下は日本地動車輪賃貸業者協同組合の問題)、"賠償責任問題" 被害者保護、法學 Vol. 22, No. 1 参照。

(7) 前掲 Hearing p. 386~390 参照。

(8) 前掲 Columbia Report p. 52 参照。

(9) 前掲 E. B. Stason p. 12.

(10) William C. White, JR., "Problem of Tort Liability arising from Nuclear Reaction" University of Cincinnati Law Review, Fall

1958, p. 9 参照前掲 Columbia Report p. 58~60, 前掲(1) 参照。

(筆者・日本原子力発電調査部)